

別表 3

水田農業グリーン化転換推進事業の採択基準等について

- 1 第 10 第 3 項の審査に当たり、事業実施計画のポイントについては、次の表の①から⑤までに定めるポイントを合計することにより算定するものとする。なお、同一ポイントを獲得した事業計画が複数ある場合には、事業費の小さい順に採択するものとする。
- 2 事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。
 - ・過去 3 ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
 - ・有効性、実現性、公益性及び実効性のうち 1 項目でも 0 ポイントとなった場合

審査基準

カメムシ斑点米発生抑制等生産体系実証事業

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
①有効性	【目的・目標の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。	5 3 0
②効率性	【事業実施計画の妥当性】 <ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる又は認められない。	5 3 0

③実現性	<p>【事業実施体制の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	<p>十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。</p>	<p>5 3 0</p>
④公益性	<p>【国の支援の妥当性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 	<p>十分認められる。 おおむね認められる。 一部認められる。</p>	<p>5 3 0</p>
⑤実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・化学農薬削減に向け、カメムシ斑点米の被害を極力抑制するための水田内外における除草等及び収穫後の選別工程における斑点米の確実な除去等の精度向上の取組を行う産地や事業者の拡大につながる効果を有しているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系の実証方法は効果的かつ具体的なものとなっているか。 ・色彩選別機等におけるカメムシ斑点米等の不良粒の除去割合は十分なものとなっているか。 ・カメムシ斑点米発生抑制等生産体系を構築できる専門性等を有した体制となっているか。 ・事業効果の評価手法が具体的なものとなっているか。 	<p>5つ満たす。 4つ満たす。 3つ満たす。 2つ満たす。 1つ満たす。 全て満たさない</p>	<p>5 4 3 2 1 0</p>